

平成18年度

施政方針

福岡県古賀市

目 次

1. はじめに	… 3
2. 平成18年度予算編成方針について	… 6
3. 平成18年度のテーマについて	… 9
4. 平成18年度の主要施策	
(1) 都市基盤の整備	…11
(2) 生活環境の整備	…12
(3) 健康の増進と福祉の充実	…14
(4) 生涯学習の推進と教育・文化の向上	…16
(5) 産業の振興	…17
(6) 人権の確立	…18
(7) 市民参画	…19
(8) 行財政	…20
5. おわりに	…22

1. はじめに

平成18年度の予算案を議会に提案するに当たり、施政方針及び主要施策の概要について申し上げます。

昨年3月20日に発生した福岡県西方沖地震による混乱が続く中、平成17年度は幕が開きました。古賀市は、地震による被害が比較的小さかったのですが、「福岡には大きな地震はない。」という誰もが抱いていた安全神話はもろくも崩れ去りました。

この一年で注目すべき出来事としては、まず、昨年10月に実施された国勢調査が挙げられます。

国政においては、現小泉内閣の下、いわゆる三位一体の改革や郵政民営化といった大改革が実現し、国民の多数がこれを支持したという事実があります。

こうして振り返ると、私たちはまさに時代の転換点に立っており、否応なしに変革を求められていることを認識せざるを得ません。これまで当然と考えられていた制度や慣行についても見直し、新しい時代に適応したものとしていくことが必要です。

古賀市においては、平成13年に策定した第3次古賀市総合振興計画に基づき、まちづくりを推進してまいりましたが、中間年である昨年12月、これまでの進捗状況を踏まえつつ、市民の皆様のご意見をいただき、点検・見直しを行いました。前半の5年間については、概ね基本計画に掲げた施策を着実に実行してきたと確信しており、今後、後半の5年間に向けて、基本構想に掲げた古賀市の将来像を実現すべくまい進する所存です。

一方、この間、自治体を取り巻く環境は大きく変化しております。地方

分権が進捗する中、各自治体は拡大した権限に応じた自己責任に基づく行財政運営が求められています。特に、少子高齢化の進展や国が進める三位一体改革の影響により自治体の財政状況は極めて厳しいものがあります。古賀市においても、平成16年度以来、財政調整基金の取り崩しを行わなければ予算編成ができない状態が続いており、また、財政構造の弾力性を測定する指標である経常収支比率が平成16年度決算で93.7%と危険域に達しています。

私はこうした状況を予測し、平成17年度のテーマを『「分権と自立」に向けた市民と市の体力づくり』とし、施策の柱の一つとして、人事評価・目標管理・行政評価制度や配分型予算編成の導入を進め、経営改革に取り組んでまいりました。また、こうした経営改革の取り組みについて平成17年度を起点とする5年間の計画「古賀市経営改革プラン」をとりまとめ、現在パブリックコメントの募集を行い、平成17年度中に公表することとしています。

この「古賀市経営改革プラン」の中では、一定の条件を設定して古賀市の中期財政見通しを試算していますが、人件費、物件費等の経常的経費等の縮減、補助金見直し等により歳出の抑制を図ったとしても、扶助費等の増、地方交付税の減、市税収入の低迷等により、平成22年度には財政調整基金が底を突き、これまでの行政サービスの水準が維持できなくなるという大変厳しい見通しとなっています。

こうした事態を避けるためには、これまでの行政サービスのあり方を抜本的に見直し、より一層の歳入の確保と歳出の抑制を図り、職員一人ひとりがコスト意識と経営感覚を持って行財政運営に当たることにより、時代の変化に即した機能的で活力ある自治体としていくことが必要です。その際には、積極的に民間活力を導入するとともに、事務事業の廃止など痛み

を伴う改革もあえて実行しなければならないと考えます。市民の皆様のご理解ご協力をお願いするものであります。

２．平成１８年度予算編成方針について

さて、こうした中、編成いたしました平成１８年度予算案につきましては、現下の厳しい財政状況を反映した内容となっております。

国の平成１８年度地方財政計画においては、

- 国庫補助負担金の一部一般財源化による縮減額・約６，５００億円
- 地方交付税の縮減額・約９，９００億円（対前年度比△５．９％）
- 地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債縮減額・約３，２００億円（対前年度比△９．８％）

としています。

縮減総額１兆９，６００億円に対し税源移譲額は約１兆２，６００億円であり、三位一体改革による平成１６年度から平成１８年度までの縮減額は、国庫補助負担金の一部一般財源化による縮減額約３兆１，０００億円、地方交付税（臨財債含む）縮減額約５兆１，０００億円、税源移譲額約３兆円となることから、今後の地方財政の見通しは極めて厳しいものがあります。

こうした中、古賀市の平成１８年度予算編成にあたっては、歳入面で一般財源の市税については、市民税で個人市民税の税制改正の影響等による増（約１億９，０００万円）、固定資産税で固定資産評価基準の見直しによる減（約２億１００万円）を見込み、前年度比で０．４％（約２，２００万円）の減収を見込んでおります。

一方、国庫補助負担金や地方交付税等については、三位一体改革の影響等により、平成１７年度と比較して、

- 国庫補助負担金の一般財源化等による減収額・２億１，４００万円
- 地方交付税の減収額・７，６００万円（対前年度比△２．４％）
- 臨時財政対策債の減収額・６，０００万円（対前年度比△９．８％）

○ 税源移譲による所得譲与税の増・２億５００万円（対前年度比２０５．１％）

を見込んでいます。

歳出面では、極めて厳しい財政状況を踏まえ、経常的経費（人件費、扶助費を除く）について一般財源ベースの予算枠を各部に配分することにより各部の権限と責任を明確にした上で、各部の経営力を発揮した主体的かつ戦略的な予算編成を促すとともに、政策指向型の組織体制の形成及び財政運営を図るため、従来の査定型予算編成を改め、配分型予算編成といたしました。

また、臨時的経費については、原則実施計画内示事務事業のみとし、計画額から１０％削減した額を上限といたしました。

この結果、平成１８年度予算編成は、三位一体改革による縮減額の影響等により、歳入（一般財源）不足額は約６億７，９００万円となる見込みであり、これを補うため特定目的基金の充当、地方財政法第４条の４第１項第１号に基づく財政調整基金の取り崩し（２億３，４００万円）により調整を行いました。

これにより、平成１８年度の予算については、通常予算とし、その規模は、

一般会計	１５，６９３，２７４	千円
国民健康保険特別会計	４，７３４，８４９	千円
老人保健特別会計	４，４５５，４９４	千円
公共下水道事業特別会計	２，２２２，８９８	千円
住宅新築資金等貸付事業特別会計	４１，１９１	千円
介護保険特別会計	２，３４３，５８６	千円
農業集落排水事業特別会計	４４５，６７４	千円
都市計画公園用地取得事業特別会計	１０４，９０３	千円
水道事業会計	１，７８８，０１３	千円
総計	３１，８２９，８８２	千円

といたしました。

平成18年度予算案を前年度と比較しますと、一般会計では0.5%の減、各特別会計を含めた予算総額では0.5%の増となっております。

平成16年度から3年連続、財政調整基金の取り崩しを行わなくては予算編成ができない状況が続いており、抜本的な行財政改革を断行し、早期に持続的かつ安定的な財政運営を確立すべく取り組んでまいり所存です。

3. 平成18年度のテーマについて

このような厳しい財政事情の下ではありますが、平成18年度においては、限られた財源を効率的に配分し、優先すべき課題について取り組むこととしています。

私は、市長就任以来、「日本一住みたいまちづくり」を実現すべく市政にまい進してまいりましたが、今年度は第3次総合振興計画の折り返しの年にあたり、ここでまちづくりの原点に返り、また将来にわたって活力を持ったまちでありつづけるためにも、まちづくりの原動力とも言える「人材」を育成することが最優先すべき課題であると考え、「人材育成」を今年度の市政のテーマといたしました。

「人材育成」に係る取り組みについては、後ほど述べる主要施策の説明と重複するため、その主なものについてのみ述べます。

まず、学校における学力向上対策の一環として、中学校に入学して不適應を起こし不登校になるなどのいわゆる「中1ギャップ」に対応するため、県内では先進的な取り組みではありますが、各中学校の1学年に市雇用の教員を採用し、きめ細かな学習指導や適應指導を行います。また、平成17年度から、福岡県教育委員会・福岡教育大学と連携して取り組んでいる「学校適應促進事業」を継続拡充いたします。

青少年の健全育成については、関係団体や地域との連携の下に総合的かつ計画的に推進するため、基本構想および事業計画となる「古賀市青少年育成プラン」を策定いたします。

さらに、児童の健全育成の観点から、乳幼児から中高生までを対象とした子どもの居場所の提供を図るため、ダンスフロアや音楽スタジオ等を備えた学童保育所併設型の「児童センター」の建設に着手します。また、子育て支援のさ

らなる充実の観点から、学童保育所を活用した「ミニつどいの広場（仮称）」を開設いたします。

また、今後ますます役割が大きくなると考えられる地域コミュニティを担うリーダーについて、これまでの生涯学習リーダー塾等の取り組みに加え、新たに校区コミュニティ組織づくりに対する支援を通じて、地域コミュニティリーダーの育成を図ってまいります。

また、生涯現役社会の実現に向けて、福岡東医療センター等の協力を得て、「健康教室」や「健康市民講座」を開催するとともに、市民が主役の健康づくり・生きがいづくりの担い手となる「健康づくり推進サポーター」を養成します。

最後に、市職員の人材育成については、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化、また、いわゆる団塊の世代の大量退職といった状況に対応するため、柔軟な発想で課題に挑戦する意欲やより高い専門性が求められていることを踏まえ、「職員研修制度」、「人事評価制度」、「目標管理制度」の3本の柱からなる「人材育成基本方針」に基づき、さらなる能力開発を図ってまいります。

これらの取り組みを、第3次総合振興計画の市の将来像に掲げた人材育成都市の原点に立ち戻り強力に推進してまいり所存です。折しも、学校法人福岡女学院が福岡東医療センターとの連携の下、同センター敷地内に4年制の「福岡女学院看護大学」を設置するための検討を開始しております。古賀市としては、市の将来像に掲げる人材育成都市の中核となる機関として期待しており、また同大学の設置を契機に、さらなる教育・研究機能の集積を図り、地域の活性化につなげていくことも視野に入れて、同大学設置の実現に向けて協力してまいり所存です。

4. 平成18年度の主要施策

平成18年度においては、以上に述べた「人材育成」に関する施策にとどまらず、第3次総合振興計画に基づき、必要性の高いものについては以下に述べるとおり重点的に取り組みを進めてまいります。

(1) 都市基盤の整備

安全・安心、そして快適に暮らせる住環境に対する市民ニーズはますます高まっており、以下の施策によって安全・安心・快適なまちづくりを実現してまいります。

まず、安全・安心なまちづくりについての主要施策です。

近年全国で子どもを狙った犯罪があとを絶たず、市内においてもわいせつ犯罪や強盗事件が発生している状況にあります。都市部においては地域社会のつながりが希薄になっており、防犯は地域コミュニティとして取り組むべき重要な課題となっています。

市においては、これまでも青色回転灯パトロールカーの導入や、地域や関係機関の連携を目的とした「古賀市防犯のまちづくり連絡協議会」の開催、市ホームページを用いての地域安全情報の提供など、防犯に関する取り組みを進めてまいりました。一方、地域においても自主的な子どもの見守り活動などの防犯活動が活発に行われています。

こうした状況を踏まえ、平成18年度においては、防犯灯の設置補助を継続するとともに、地域における防犯活動等に対し腕章などの防犯用品を提供するなど、市民の自主的な防犯活動をサポートしてまいります。

次に、防災については、昨年の福岡県西方沖地震の発生を機に防災意識が高まっておりますが、昨年見直した「古賀市地域防災計画」に基づき、市民参加

による防災訓練の実施、避難所となる小学校への避難施設表示板の設置などに取り組んでまいります。また、防災・防火の担い手である消防団員の確保とコミュニティ消防センターの建設など、消防団の体制充実を図ります。

また、市内公共施設の安全対策につきましては、耐震補強のため古賀東小学校体育館の全面改築工事を行います。

さらに、万が一武力攻撃や大規模テロが発生した場合に迅速に対応するため、住民の避難・救援等を行う「古賀市国民保護計画」を策定いたします。

次に、快適なまちづくりににつきましては、まず、東西交通網の京田馬渡線・浜大塚線をはじめとする道路整備、花見小学校の通学路への歩道設置をはじめとする交通安全対策、また高齢者や障害者に配慮し、ＪＲ古賀駅周辺地域とＪＲ千鳥駅周辺地域において歩道のバリアフリー化や点字ブロックの設置に取り組むとともに、今後の本格的な高齢社会の到来などを視野に入れた公共交通のあり方についての調査研究を行い、市内の交流活性化を図ります。

また、無秩序な開発を抑制し、自然環境や農業と調和のとれた計画的な土地利用を実現するために、都市計画区域外の地域における将来の土地利用について考える「まちづくり委員会」を開催しておりますが、平成１８年度は、「まちづくり委員会」でまちづくりのキャッチフレーズや土地利用の方向性、まちづくり構想図をまとめた「まちづくり構想」を作成していただき、これを今後の市全体の都市計画に反映してまいります。

（２）生活環境の整備

古賀市の豊かな自然を守り、ゆとりと潤いのある住環境を実現するために、平成１８年度においては、以下の主要施策について重点的に取り組んでまいります。

まず、ごみ減量・リサイクルや省エネルギーなどの環境問題につきましては、

環境保護についての啓発活動の一環として、地球温暖化防止や省エネルギーなどの環境問題を身近に感じ、考えることを目指す環境啓発イベントを関係団体との連携の下に開催いたします。

また、節電やリサイクルなど日常生活の中で実践できる環境保護の取り組みを特定の日に記録し、その成果を測定する「エコライフデー」の取り組みをモデル的に実施し、市民の皆様に環境保護の効果を実感していただくとともに、その結果を公表することにより、さらなる環境意識の高揚を目指します。

また、可燃ごみの中で紙ごみが占める割合が大きいことを踏まえ、古紙類保管庫を設置して古紙回収を推進するとともに、ごみ組成調査の実施などに取り組み、更なるごみ減量・リサイクルの推進を図ります。

上水道事業につきましては、配水管や浄水場の整備を行い、安全で安心な水道水を提供できるように、また水源の安定確保、水源涵養林の保全育成、給水区域の計画的拡大、水資源の有効活用に取り組んでまいります。

下水道事業については、公共下水道事業で、快適な生活環境づくりを目指して排水管整備や古賀終末処理場の更新事業に取り組み、処理区域の拡大を図ります。また、農業集落排水施設整備事業で、農村地域の水質保全や生活環境の改善を目指し、筵内・久保処理区の供用開始と、町川原・谷山処理区の整備に継続して取り組むとともに、本年度も合併処理浄化槽設置補助事業を継続して実施してまいります。

個性ある美しい街並みづくりの観点から、青柳宿表示看板と宿場灯籠を設置し、地域の活性化を図るとともに、ＪＲ古賀駅周辺の活性化を図る「ドラマティックステーション」事業について検討します。

公園整備につきましては、古賀グリーンパークの案内板を設置更新するとともに、新たに設けた低年令の幼児向けゾーンに遊具を設置し、より広く市民に利用される公園整備を行ってまいります。

（３）健康の増進と福祉の充実

市民一人ひとりが生涯を通じていきいきと暮らし、尊厳ある人生を送れるようにするために、平成１８年度においては、健康づくり、高齢者福祉、子育て支援、障害者福祉といったそれぞれの分野で、以下の主要施策に取り組んでまいります。

まず、市民の健康づくりについては、福岡東医療センター等の協力を得て、「健康教室」や「健康市民講座」を開催し、健康教育の充実などの施策を展開するとともに、健診の事後フォローとして地域に出向き相談や指導を行なう訪問指導の充実を行うなど、疾病の早期発見、早期治療や生活習慣病予防に取り組めます。

さらに、市民の皆様に気軽に健康づくりに取り組んでいただくことを目指し、健康づくりマニュアル（「健康日本２１“古賀版”」）の作成、地域での健康づくりを推進する「健康づくり推進サポーター」の育成、平成１７年度に１０箇所まで増加した地域交流型デイサービス事業をさらに拡充するなどの健康づくりに関する施策を推進してまいります。また、従来より、気軽にできる健康づくりとしてウォーキングの推奨を行っておりますが、平成１８年度は「歩いてん道・浜辺コース」の表示板設置を行います。

次に、高齢者施策については、平成１７年度の介護保険法改正に基づき、高齢者が要介護状態になることを防ぐ予防重視型システムの中核となる「地域包括支援センター」を設置し、介護予防や相談・支援、成年後見制度の利用支援など総合的に高齢者の生活を支援してまいります。また、自宅で生活することが困難な高齢者に対して生活の支援や居住の場の提供を行う「生活支援ハウス」を継続して運営するほか、「ゆい」「しゃんしゃん」「りん」等における介護予防・生きがい活動支援も継続して実施いたします。

次に、子育て支援についての主要施策です。

核家族化が進行し、都市部においては地域住民のつながりが希薄になる中、子育て中の親の不安や悩みは大きく、子育て支援に対するニーズはますます高まっております。

「わくわく体験クラブ」「ファミリーサポート事業」「つどいの広場事業」などの家庭における子育てを支援する事業や「一時保育事業」「乳幼児健康支援一時預かり事業」を継続して実施するとともに、「人材育成」の項でも述べましたが、平成18年度においては、社会福祉センター千鳥苑敷地内に学童保育所の機能も併せた「児童センター」を建設いたします。この施設はダンスフロアやバンド練習ができる音楽スタジオなどを備えており、幼児から中高生までを対象にした子どもの居場所を提供するものです。また、このダンスフロアや音楽スタジオで練習した成果を地域のまつりなどで披露することにより、子どもたちが地域社会の一員として成長していくことを期待しております。

他の学童保育所においても、空き時間を活用し、より身近な地域の子育て拠点となる「ミニつどいの広場（仮称）」を開設いたします。ここでは乳幼児を対象としたサロン事業を行うほか、子育てサークルや子育てボランティアの活動の場として活用を図りたいと考えています。

次に、障害者福祉については、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、「障害者福祉プラン・こが」による施策を推進するとともに、平成18年4月から施行される「障害者自立支援法」の適正かつ円滑な実施に努めます。

また、平成17年度に障害者生活支援センター「咲」を開設しましたが、関係機関との連携をさらに強化し、相談体制の充実を図ります。

さらに、少子高齢化や価値観の多様化など社会の変化の中で、地域住民が地域の主人公であるという「共働のまちづくり」の視点に立って、身近な支え合いから地域における住民同士の助け合いを実現しようという意識を醸成するため、引き続き「地域福祉計画」の策定に取り組めます。

（４）生涯学習の推進と教育・文化の向上

学校教育については、基礎的な知識の確実な習得に加え、思考力、判断力、学び力などの確かな学力の習得を目指し、小中学校全校で「学校二学期制」を本格実施するとともに、小学校１・２年生での「少人数学級」を継続して実施いたします。

また、「人材育成」の項でも述べましたが、いわゆる「中１ギャップ」に対応するため、各中学校の１学年に市雇用の教員を採用し、きめ細かな学習指導や適応指導を支援するとともに、不登校や不適応の児童生徒を支援するために、福岡県教育委員会・福岡教育大学と連携して、学校コンサルタントによる支援を行う「学校適応促進事業」を拡充して実施します。

さらに、教育環境・条件の改善の観点から、古賀東小学校体育館改築工事等を施工するとともに、安全・安心な給食の提供を確保するため、学校給食センターの蒸気管取替改修工事及び排水処理施設改修工事を実施します。

次に、生涯学習の推進につきましては、「生涯学習リーダー塾事業」を継続して実施し、地域の生涯学習リーダーの育成、地域活動の企画と実践に向けて学習する機会を提供するとともに、子どもたちの体験学習を支援する「古賀寺子屋」を実施いたします。

青少年の健全育成につきましては、「古賀市青少年育成プラン」を策定するほか、集団生活を体験する「通学合宿」、異年齢の子どもたちの交流を図る「子どもわくわくフェスタ」の開催などを継続して実施し、異年齢の子どもや地域とのふれあいや交流から青少年の健やかな成長を支援してまいります。少年センターにおいてＥメールによる相談受付を開始し、ひきこもりがちな青少年に対する相談体制を充実いたします。

文化・芸術の振興に関しては、「一点美術館」「プロムナードコンサート」を継続して実施いたします。また平成１８年度においては、「福岡県立美術館巡回

展」を開催するとともに、市民によるオペラなどの芸術活動を支援いたします。

歴史資料館においては、「史跡案内ガイドンス」を制作・更新するとともに、昭和60年に刊行された古賀町誌以後の20年間の資料を収集・整理し、「町から市への発展の歩み」の記録として刊行することとしており、その編集について、市民が古賀市への理解を深め、郷土愛が醸成される内容となるよう取り組んでまいります。

（５）産業の振興

農業の振興につきましては、農家の高齢化・後継者不足がさらに加速し、農家戸数が減少している現状を踏まえ、農業の担い手の確保や生産基盤の整備などにより振興を図っているところです。

平成18年度におきましては、地域農業の経営や生産に関する基本的な対策について方針や目標を定めてまいります。また、担い手の確保や意欲ある農業者の育成を目的とする「古賀市認定農業者協議会」や、農村における男女共同参画社会を形成するため「古賀市農業女性活動促進事業推進協議会」をさらに支援します。

また、農業水路やため池などの維持保全などの生産基盤整備を実施するとともに、小野地区において高生産農業の展開に向けた大規模水田地域のほ場整備事業を推進してまいります。

商工業の振興につきましては、古賀市商工会を支援し、商工業の育成や商店街の活性化を図るとともに、「まつり古賀」や「食品フェア」の開催により、地元の商品や産物を広く市内外にPRいたします。

さらに、平成17年度から、市民の求職活動の利便性を高め、就業機会を拡大することを目的として市役所内に開設した無料就職相談窓口については、すでに就職者が100名を超え大きな成果を上げておりますが、平成18年度に

においては、相談員による地元企業に対する訪問・情報交換活動の充実を図るとともに、ビデオ教材を導入した就業希望者に対する面接指導を実施するなど、充実・強化を図ってまいります。

（６）人権の確立

法の下での平等を保障し、人種、信条、性別、社会的身分、門地などによる差別を禁止した日本国憲法の公布から６０年目にあたる今日、我が国においては、なお、不当な差別が後を絶たず、子どもや高齢者の人権を無視した痛ましい事件、さらにはインターネットなどを使った新たな人権侵害が発生しています。私たちが社会において真に尊厳ある人生を実現するためには、互いに人権を尊重し共生する社会を築く必要があります。

古賀市においては、これまで『古賀市「同和」問題等の早期解決に関する条例』、「人権教育のための国連１０年古賀市行動計画」等に基づき、関係機関・団体と連携して「市民の集い」の開催や街頭啓発、市広報紙での啓発など、あらゆる差別の撤廃に向けた総合的な取り組みを実施してまいりました。

今後、人権を尊重し共生する社会の形成を目指して、これまでの施策の成果・精神を踏まえつつ、人権施策のあり方を見直し、人権教育・啓発に重点をおいた取り組みを推進するため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「古賀市人権教育・啓発指針（仮称）」の策定に取り組めます。また、こうした新たな人権施策のあり方を審議するとともに、人権侵害を受ける当事者等の意見を聴取し、市の人権施策について意見を述べる第三者的機関として、新たに「古賀市人権施策審議会」を設置いたします。

次に、男女共同参画社会の形成については、「古賀市男女平等をめざす基本条例」及び「古賀市男女共同参画計画」に基づき、あらゆる分野へ男女の共同参画を進めるためのセミナーやつどいなどの啓発活動を実施するとともに、男女

共同参画を市民とともに普及していくための地域リーダーの育成について研究してまいります。

（７）市民参画

少子高齢化やライフスタイルの多様化などの社会の変化に伴い、地域において福祉、健康、防犯、防災、青少年の健全育成など、様々な課題が発生しております。これらを解決し、住みよい地域をつくっていくためには、市民と行政がパートナーシップを築き、共働して取り組んでいくことが不可欠であると考えております。

これまで、地域コミュニティの中心となるリーダーの育成を目指し、コミュニティリーダー塾、生涯学習リーダー塾の実施や地域コミュニティの活動支援を行ってまいりました。平成１８年度においては、既存の自治会活動を尊重しつつ、ひとつの自治会では解決できない課題や小学校区に共通した課題などについて、広域的な取り組みが可能となるよう、小学校区単位のコミュニティの組織づくりに対し財政的支援を行ないます。また、旧学校用務員室を地域コミュニティの活動拠点として積極的に活用していただくため、改修工事を実施いたします。

また、市民と行政との共働を進めるためには、市民と行政が情報を共有することが肝要です。その重要な手段の一つが広報活動ですが、まず「広報こが」について、今後は紙面のカラー化やページ増など、より分かりやすく、より充実した内容となるよう工夫してまいります。

また、インターネットの急速な発達・普及に伴い、市ホームページに対する期待と役割が一層大きなものとなっております。平成１７年度に市ホームページのリニューアルを行いましたが、分かりやすく閲覧しやすいホームページとして評価され、県広報コンクール・ホームページの部で特選を受賞いたしました。

た。今後も利用しやすいホームページを目指し、各部署にホームページ担当者を配置し、新しい情報を迅速かつ正確に提供できるよう努めてまいります。

さらに、開かれた市役所を目指し、情報公開制度の円滑な運用を図るとともに、市民の皆様にとって利用しやすい市役所とするため、市民課窓口に車椅子または椅子に座って手続きができるローカウンターや、聴覚障害者のための案内表示を設置いたします。

（８）行財政

冒頭申し述べましたとおり、分権型社会に向けて、各自治体は拡大した権限に応じた自己責任に基づく行財政運営が求められています。こうした中、古賀市の財政状況は非常に厳しい状況にあり、抜本的な改革を断行し、経営感覚を活かした行財政運営を確立することが求められております。

古賀市におきましては、すでに経営改革推進本部を中心とした全庁横断的な体制を構築しておりますが、客観的指標を用いて評価した結果を事務事業の見直しや総合振興計画の進行管理に反映する「行政評価制度」や、職員の人材育成を図るため、職員の能力や実績を公正に評価することにより、職員自らが自己の能力や改善点を見出し、自己啓発を促すことを目指した「人事評価制度・目標管理制度」の試行に取り組んでおり、これらを平成１８年度から本格実施することとしております。

また、平成１８年度においては、昨年の人事院勧告を踏まえ、職員給与の民間賃金水準との均衡、職務・職責に応じた給料構造への転換、勤務実績の給与への反映といった観点に立った給与構造改革を実施いたします。

さらに、すでに申し述べましたとおり、配分型予算編成を導入し経常的経費の抑制を図っておりますが、例えば、市長公用車を廃車して、車両の保有を含めた民間委託、あるいは、民間企業の広告入り封筒を利用するなど、行政のあ

らゆる面で経費の節減に努めるとともに、歳入の確保についても、コンビニエンスストアなどでの納税の研究や他市町との連携・情報交換などによる収税体制の強化などに取り組むこととしています。

こうした経営改革の取り組みについては、冒頭述べました「古賀市経営改革プラン」に基づき不退転の決意で取り組むこととしており、平成18年度においては、行政改革推進委員会を開催し、「第三次行政改革大綱」の策定に着手することとしております。

5. おわりに

以上、平成18年度施政方針及び主要施策の概要について述べてまいりました。

古賀市を取り巻く状況は極めて厳しいと言えますが、厳しい局面にこそ進歩があると確信しております。私も職員と一丸となって、この厳しい局面を乗り越えて、日本一住みたいまちづくりを実現してまいりたいと存じますので、市民、議員の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

以上